

表1 市・県民税と所得税の税率
課税所得金額×税率-速算控除額=税額

Table with columns for '課税所得金額' (Taxable Income) and '税率' (Rate), comparing '平成18年度以前' (Before Heisei 18) and '平成19年度以後' (After Heisei 18).

◇所得税◇

Table with columns for '課税所得金額' (Taxable Income) and '税率' (Rate), comparing '平成18年分以前' (Before Heisei 18) and '平成19年分以後' (After Heisei 18).

※速算控除額…累進課税方式による税額の調整額

表2 税源移譲による税率の変更例

①独身者で給与収入の場合

Table showing tax amounts before and after tax source transfer for a single person with salary income.

②夫婦と子ども2人で給与収入の場合(配偶者:収入なし、子ども:高校生と小学生)

Table showing tax amounts before and after tax source transfer for a family with two children.

③夫婦のみで年金収入の場合(夫:68歳、妻:64歳で収入なし)

Table showing tax amounts before and after tax source transfer for a couple on pension.

※一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています。市・県民税の均等割は含まれていません。

表3 市・県民税と所得税の人的控除額の差

Table comparing '所得控除' (Income Deductions) and '差額' (Difference) for various categories like '障害者控除' and '扶養控除'.

国から税源移譲

所得税と個人住民税が変わります

今年度の国の税制改正により、来年度から所得税と個人住民税の額が変わります。

○行政サービスの財源を自治体が自主的に確保

今回の改正では、住民に必要な行政サービスにかかる財源を、地方自治体が自主的に確保できるよう、国の所得税の一部(3兆円規模)を地方税である個人住民税(以下「市・県民税」)へ移すことになりました。

○所得税と市・県民税を合わせた税負担は変わりません

市・県民税には所得に応じて負担する「所得割」と、一定額を均等に負担する「均等割」があります。

○税源移譲の影響が出る時期は納付方法で差

税源移譲の影響が出る時期は、納付方法によって差があります。

例えば、給料から税金を天引きされている方の所得税の減少は、来年1月の給料から、市・県民税の増加は6月の給料から実施します。

○来年度は超過課税などの税負担が増加します

来年度の市・県民税は、税源移譲の他、国の税制改正による定率減税の廃止や、県が独自に取り組む水源環境保全・再生のための県民税の超過課税などにより、税負担が増加します。

- (1)定率減税の廃止
(2)「調整控除」を新設
(3)個人県民税の超過課税
(4)調整控除の例

調整控除の例
【例1】合計課税所得金額が200万円以下の場合

Adjustment Deduction Example (調整控除の例)
【例1】合計課税所得金額が200万円以下の場合
【例2】合計課税所得金額が200万円を超える場合

人権週間

12月4日～10日

12月4日(月)～10日(日)は「第58回人権週間」です。

【人権パネル展】

文化・スポーツなどで活躍している方々から寄せられた人権についてのメッセージをパネルで展示します。

【街頭啓発活動】

▽日時 12月8日(金) 午前11時～正午

▽場所 海老名駅東口自由通路。

【特設人権相談】

相談は無料で秘密は守られます。お気軽にどうぞ。

▽日時 12月8日(金) 午後2時～4時

▽受付場所 市民相談室

▽相談事項 親族・近隣・悩み事一般。

●人権相談は、毎月第4火曜、午後1時～4時に市民相談室で行っています(予約制)。

また、人権擁護委員会

必要とする時、無料(交通費を除く)で派遣します。

希望日の7日前までに、ファクスまたは直接障害福祉課へ。

◆金曜に手話通訳を設置

市役所で相談や手続きをする際、ご利用ください。

▽日時 毎週金曜午後1時～5時30分

▽場所 障害福祉課。

同課 (☎233・573)

。 (☎235・4812)。

市内在住の聴覚・音声・言語機能障害の手帳をお持ちの方が、公的機関や医療機関などへ行くため通訳を

手話 サービスなど

手話通訳者と要約筆記員を派遣

手話通訳者と要約筆記員を派遣

員の自宅でも受け付けています。※事前に電話連絡を。
【人権擁護委員】(50音順)
伊藤清子(いとう・きよこ) 大谷4057-12(☎232・7315)
大西幸道(おおいに・こうどう) 国分北2-13-40(☎231・5074)
柴崎政光(しばさき・まさみつ) 上今泉1-17-4(☎231・5457)
高橋祐子(たかはし・ゆうこ) 杉久保1269(☎238・4847)
土屋喜良(つちや・きよし) 柏ヶ谷383(☎233・1982)
西海久子(にしがい・ひさこ) 中野186(☎238・3928)
二見隆江(ふたみ・たかえ) 本郷5204-1(☎238・5574)
山田憲政(やまだのりまさ) 中新田2-10-15(☎232・6633)
広聴相談課(☎235・4567)。